

駒ヶ根市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年10月26日制定

令和5年3月24日改正

令和8年5月26日改正

駒ヶ根市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置付けられた。

駒ヶ根市においては、市域のほぼ中央を北から南に流れる天竜川を軸に、竜西は中央アルプス山麓にかけて緩やかに東西に傾斜した農地が展開した段丘地形となっており、竜東は耕地の大半がいくつかの洞に入り込み、田畑が混在した中山間地の傾斜地の地形となっているほか、標高もおよそ560mから1000mと幅広いことから、地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に、農業担い手の減少や高齢化の進行、気候変動により、農地の管理・保全が困難となっているため、遊休農地の発生防止や解消に努めていく必要がある。また、全域的に畦畔管理が問題で、農地利用の集積・集約化の支障となっているため、課題の解決を図りつつ、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づき、農地利用の集積・集約化に取り組む必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、駒ヶ根市農業委員会の指針として、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する長野県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する駒ヶ根市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであるが、駒ヶ根市営農センターが策定した「駒ヶ根市地域農業ビジョン」の計画期間（令和8年度～令和12年

度の5年間)に合わせて計画の最終年度に検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」(令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知)に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (令和8年3月)	1, 800ha	16.5ha	0.92%
3年後の目標 (令和11年3月)	1, 790ha	15ha	0.84%
目 標 (令和13年3月)	1, 780ha	14ha	0.79%

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員・推進委員は、事前に担当地区内の利用状況調査を実施する。その後、委員・関係機関などによる農地パトロールを実施し、その結果をもとに利用意向調査を行う。なお、違反転用の発生防止・早期発見など、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず日常的に実施する。
- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は「農業委員会サポートシステム」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

② 農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

③ 非農地判断について

農地パトロールによって、再生利用が困難と区分された農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

④ 農地相談について

農業従事者の高齢化や担い手不足が遊休農地の増加につながるため、農業委員・推進委員は地元営農組合と連携して、遊休農地化する可能性のある農家に声掛けをして相談に乗るなどの方法により地域の状況を把握し、遊休農地の発生防止や解消につなげる。また、平日に相談できない農家の対応として、休日に農地相談会を開催する。

⑤ 中山間地域における推進

中山間地域では、駒ヶ根市鳥獣被害対策実施隊や市農林課など関係機関と連携し、遊休農地発生要因となる有害鳥獣被害対策を行うとともに、地域特性にあった作物の生産拡大や粗放的管理を取り入れながら遊休農地の再生を進める。

⑥ 市独自の農地バンクの活用

登録農地情報を規模拡大希望者等に提供し、遊休農地の発生防止を図る。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (令和8年3月)	1, 800ha	1, 193ha	66.3%
3年後の目標 (令和11年3月)	1, 790ha	1, 220ha	68.2%
目 標 (令和13年3月)	1, 780ha	1, 240ha	69.7%

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「地域計画」の実行・見直しについて

農業委員会は、地域（集落）ごとに人と農地の問題を解決するため、また、将来の農業の在り方にむけた目標達成のため、「地域計画」の実行と見直しに主体的に取り組む。

② 関係機関との連携について

農業委員会は、市・農地中間管理機構・JA等と連携し、農地中間管理機構に

貸付けを希望する農地や、経営の廃止・縮小を希望する高齢農家等の農地、利用権の設定期間が満了する農地について情報収集を行い、農地中間管理事業の活用により、出し手と、担い手を中心とした受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

③ 農地の利用調整と利用権設定について

地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整や利用権の再設定などを推進する。

④ 農地の所有者等を確知できない農地の取扱い

農地の所有者等を確知できない農地については、公示手続きを経て農地中間管理機構を通じて利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

⑤ 市独自の農地バンクの活用

登録農地情報を規模拡大希望者等に提供し、集積・集約化を支援する。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者（個人・法人） （新規参入者取得面積）	
	単年度	累積
現 状 （令和8年3月）	2 経営体（9 ha）	2 経営体（9 ha）
3年後の目標 （令和11年3月）	5 経営体（0.5 ha）	17 経営体（17.5 ha）
（令和11年3月） （令和13年3月）	5 経営体（0.5 ha）	27 経営体（22.5 ha）

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

県・市・JAなどの関係機関と連携し、新規就農希望者を把握し、必要に応じ

て農地の情報提供や個別の相談に応じる。

② 地域おこし協力隊制度の活用により新規参入者の確保を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員・推進委員は、新規就農者と地域とのパイプ役として、新規参入者の地域の受入条件の整備を図るとともに、就農後の新規参入者に積極的に声掛けなどをしてサポートしていき、将来の担い手育成に努める。

（３）新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第３ 「地域計画」の目標を達成するための役割

駒ヶ根市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、駒ヶ根市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用への働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力